

玄米・精米の表示のルール

訂正後

◆ 証明を受けていない原料米を使用したもの(1)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
複数原料米	国内産			10割

注意：欄外にも産地，産年，品種を表示できない

◆ 証明を受けていない原料米を使用したもの(2)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
複数原料米	国内産			10割
	(○○産)	(産地未検査)		10割)

注意1：米トレーサビリテイ法第4条に基づき伝達された産地を表示する場合

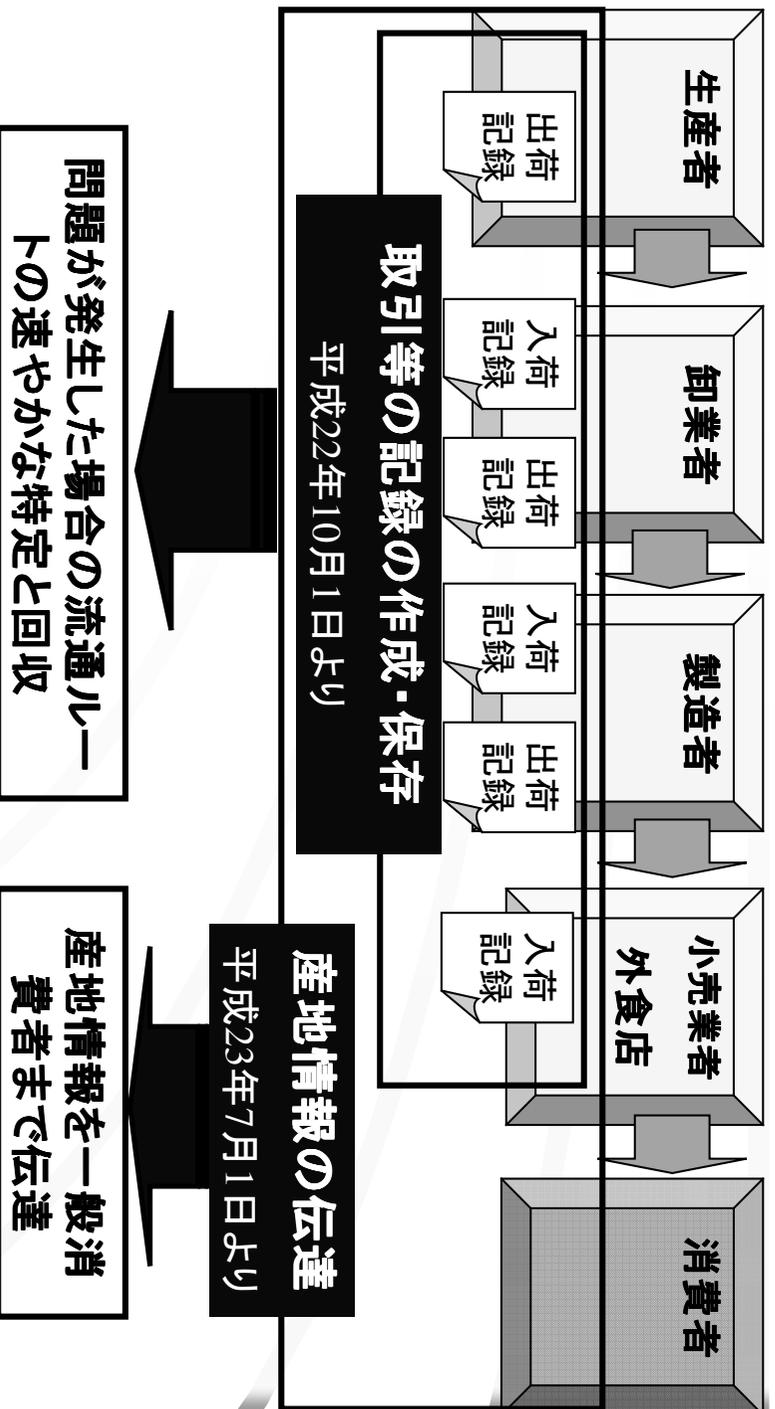
注意2：従来の表示(1)でも良い

「にこにこ」枠内は，一括表示の一部のみ

テキスト P33～36

米トレーサビリテイ法

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)



問題が発生した場合の流通ルートの速やかな特定と回収

産地情報を一般消費者まで伝達